

小布施町景観計画 を改定しました

町は、1970年代の間係住民・事業者と行政の協働による「町並み修景事業」を皮切りに、町民や企業の理解と協力のもとに歴史や風土を大切にしながら、町並みづくりを進め良好な景観づくりに力を入れてきました。

良好な景観は、そこに暮らす人びとに快適さや豊かさ、ゆとりを与えるばかりでなく、訪れる人びとを魅了し、引き付け、町ににぎわいと活気を感じてもらう原動力にもなります。

豊かな農村風景を構成する農地の遊休農地の問題や人口減少や少子高齢化により、さらなる空き家増加の問題など加える課題も多く、加えて環境や価値観の変化が激しい時代です。これらの問題の解決となりうる方法を模索しながら、改めて町の景観の価値や魅力を再認識し、より皆さんが愛し誇れる小布施町を次世代につなげていくことを目的として、令和7年3月に景観計画を改定しました。

ポイント ① 景観形成重点地区を見直しました [左ページ(図①)参照]

これまでの景観形成重点地区の名称をうろの美しいまちづくり推進重要地区に変更し、さらに4つの地区に細分化しました。また、各地区の範囲を見直しました。

- (1) 町組周辺地区
- (2) 小布施駅周辺地区
- (3) 農緑住共存地区
- (4) 集落活性化地区(これまでの重点地区)

ポイント ② 住まいづくり相談を必須としました

建築物・工作物の新築や増築、色や形の変更を伴う改築と、屋外広告物の新設、変更の前には、住まいづくり相談が必須です。詳しくは右記二次元コードから町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

ポイント ③ 地区ごとの敷地面積や緑化等に関するルールを定めました [左ページ(表①)参照]

小布施らしい景観は、ゆとりある敷地面積と農住混在、緑化面積にあることが住民アンケートや東京大学の共同研究などで明らかになりました。また、将来的に空き家を増やさない仕組みとして、新たな開発には最低敷地面積を設けました。

ポイント ④ 景観づくりの普及啓発を強化し、周知を進めます

優良な景観建築物、建築物への助成を募集します



令和6年度認定 優良景観建築物

町では、良好な景観づくりに寄与している建築物などを「優良景観建築物等」として認定します。また、建築物に関する助成もありますので、ぜひご活用ください。

応募方法 町ホームページに掲載している応募用紙に必要事項を記入の上、建築物の写真を添えて建設水道課都市・建設係へ応募してください。

締め切り 7月11日◎

審査方法 「まちづくりデザイン委員会」で書類審査と現地審査を行い決定します。

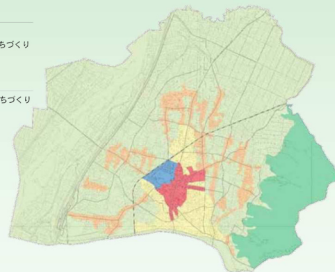
その他の助成 広告物・緑化に対する助成については、町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

小布施町景観計画の地区区分(図①)

- 凡例**
- うろの美しいまちづくり推進重要地区
 - 農村地区
 - 稲田山周辺地区
 - うろの美しいまちづくり推進重要地区
 - 町組周辺地区
 - 小布施駅周辺地区
 - 農緑住共存地区
 - 集落活性化地区



小布施駅周辺地区



集落活性化地区



町組周辺地区

4つの地区ごとの景観形成基準の概要(表①)

区分	町組周辺地区	小布施駅周辺地区	農緑住共存地区	集落活性化地区
敷地面積	200㎡以上	250㎡以上	250㎡以上	300㎡以上
高さ、規模	—	—	—	2階建て以下、建ぺい率50%、容積率80%以下。
壁面位置	—	—	建築物の外壁面は、道路境界から1.8m以上、隣地境界から1.2m以上後退。	—
形態意匠	屋根は勾配屋根(片流れは含まない)とし、軒を深く。(住宅に限る)			
色彩	屋根は黒か濃灰色を基調、外壁と建築物の外回りの建具類は茶色系の彩度の低い色か無彩色(ただし、黒色を除く)。			屋根は黒か濃灰色、茶色は認めない。外壁は茶色系の彩度の低い色か無彩色(ただし、黒色を除く)。
敷地内緑化	道路に面する側を重点的に中高木・花等により緑化すること。	敷地面積の15%以上の緑地面積を確保する。道路に面する側を重点的に中高木・花等により緑化すること。	敷地面積の15%以上の緑地面積を確保すること。	敷地面積の15%以上の緑地面積を確保すること。

■問い合わせ 建設水道課都市・建設係 ☎026-214-9105